



## ○公 告

次のとおり落札者を決定した。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県総務部管財課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日  
平成14年8月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 5 落札金額  
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成14年6月27日

(別表)

調達 番号	落札に係る物品等の名称及び数量	落札者の氏名及び住所	落札金額
1	ロータリ除雪車(2.2m級)3台	中部ティール・シー・エム株式会社 愛知県西春日井郡西春町大字鍛冶 ヶ一色字端須賀55番地	81,112,500円
2	除雪トラック(7t、A、 4×4、反転式)2台	長野日野自動車株式会社 長野市川中島町上氷鉋553番地1	35,280,000円

3	除雪グレーダ (3.7m級) 3台	株式会社前田製作所 長野市篠ノ井御幣川1095番地	53,235,000円
4	除雪ドーザ (13t、SA、サイドシャッター付) 2台	中部ティー・シー・エム株式会社 愛知県西春日井郡西春町大字鍛冶ヶ一色字端須賀55番地	43,050,000円
5	凍結防止剤散布車 (2.5m <sup>3</sup> 、湿式、4輪駆動) 4台	長野安全自動車株式会社 長野市大字小島字八幡堰南146番地	82,950,000円
6	凍結防止剤散布車 (2.5m <sup>3</sup> 、乾式、4輪駆動) 5台	中部ティー・シー・エム株式会社 愛知県西春日井郡西春町大字鍛冶ヶ一色字端須賀55番地	63,525,000円
7	凍結防止剤散布車 (2.2m <sup>3</sup> 、乾式、4輪駆動) 5台	三井物産マシナリー株式会社 松本営業所 松本市島立1096番地1	61,950,000円
8	路面清掃車 (真空式、リフトダンプ式) 2台	三井物産マシナリー株式会社 松本営業所 松本市島立1096番地1	52,710,000円

管 財 課
-------

## ○公 告

平成14年度後期技能検定を次のとおり行う。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

## 1 試験区分

試験区分は、特級、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行う。

## 2 実施職種及び試験の期日

## (1) 学科試験

## ア 特級

検 定 職 種	期 日
鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めつき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント 配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空 気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	平成15年 2月9日 (日)

## イ 1級、2級、3級及び単一等級

検 定 職 種	期 日
機械検査 菓子製造 配管(建築配管に係るものに限る。) 型枠施 工 鉄筋施工 ガラス施工 金属材料試験(組織試験に係るもの に限る。)	平成15年 2月2日 (日)
さく井 金型製作(プラスチック成形用金型製作に係るものに限 る。) 工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板 金に係るものに限る。) 時計修理 空気圧装置組立て 農業機械 整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工(石材加工に係るものに限 る。) パン製造 みそ製造 建築大工 かわらぶき コンクリート 圧送施工 防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防 水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシー トーチ工法防水工事に係るものに限る。) 樹脂接着剤注入施工 機 械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るもの に限る。) 塗装(鋼橋塗装に係るものに限る。)	平成15年 2月9日 (日)
機械保全 電子回路接続 半導体製品製造 プリント配線板製造 光学機器製造(光学機器組立てに係るものに限る。) 和裁 製版 (DTPに係るものに限る。) プラスチック成形(3級の射出成形 に係るものに限る。) 枠組壁建築 テクニカルイラストレーショ ン(立体図作成、立体図仕上げ及びテクニカルイラストレーショ ンに係るものに限る。) 電気製図	平成15年 2月16日 (日)

## (2) 実技試験

平成14年11月29日(金)から平成15年2月23日(日)までの間において別途指定する期日に、上記学科試験と同一職種において実施する。

## 3 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知する。

## 4 実技試験問題の公表

平成14年11月22日(金)から長野県職業能力開発協会及び長野県社会部職業能力開発課で行う(一部の職種を除く。)

## 5 受検資格

## (1) 特級の技能検定試験

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の規定に該当する者

## (2) 1級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の2の規定に該当する者

## (3) 2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の3の規定に該当する者

## (4) 3級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の4の規定に該当する者

## (5) 単一等級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の6の規定に該当する者

## 6 受検手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

## (2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2（郵便番号 380-0836）

（長野県婦人会館3階）

長野県職業能力開発協会

電話番号 026(234)9050

（郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きすること。）

## (3) 受付期間

平成14年10月1日（火）から平成14年10月11日（金）まで

（郵送による場合は、平成14年10月11日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

## (4) 手数料

特級、1級、2級、3級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

## (ア) 特級、1級、2級、3級（在校生が受検する場合を除く。）及び単一等級

検 定 職 種	金 額
さく井 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 (特級に限る。) ダイカスト 機械保全 電子回路接続 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 時計修理 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 婦人子供服製造 紳士服製造 製版 プラスチック成形 石材施工 パン製造 菓子製造 みそ製造 建築大工 枠組壁建築 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	15,700円
機械検査（特級を除く。）	13,000円
和裁 テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図 電気製図	11,500円

## (イ) 3級（在校生が受検する場合に限る。）

検 定 職 種	金 額
プリント配線板製造 時計修理 プラスチック成形 配管	10,500円
機械検査	8,700円
テクニカルイラストレーション 電気製図	7,700円

(注) 「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

- a 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者（規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。）
- b 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学する者

## 7 合格者の発表

平成15年3月25日（火）に県庁東側掲示板、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターに掲示するほか、合格者には

直接通知する。

8 その他

申請書の用紙及び受検案内は、長野県職業能力開発協会、長野県社会部職業能力開発課、技術専門学校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターで交付する（郵送を希望する場合は、切手140円相当分を同封の上、長野県職業能力開発協会あて申請すること。）。

職業能力開発課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成14年8月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ホットライン

3 代表者の氏名

井 出 光 人

4 主たる事務所の所在地

長野市西三才2184番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、要介護者と高齢者及びその家族に対して、生活上の種々の相談に応じ、情報提供及び支援事業を行い、地域社会に貢献することを目的とする。

生活文化課

○公 告

県営大塚沖地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了した。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 土地改良事業の名称  
県営ほ場整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成7年9月29日
- 3 工事の完了年月日  
平成14年5月10日

土地改良課

○公 告

県営竜東地区土地改良事業の変更計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類  
県営竜東地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年9月3日から10月2日まで
- 3 縦覧の場所  
伊那市役所  
上伊那郡箕輪町役場

土地改良課

## ○公 告

平成14年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,998.84 <sup>ha</sup>
	土砂流出防備保安林	82.99
千曲川中流(小県郡、上田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,596.38
	土砂流出防備保安林	54.06
千曲川下流(更級郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、更埴市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,762.87
	土砂流出防備保安林	296.08
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,898.16
	土砂流出防備保安林	516.80
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,052.97
	土砂流出防備保安林	785.86
木曽谷(木曽郡)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,054.58
	土砂流出防備保安林	267.18
中部山岳南部(東筑摩郡、南安曇郡、松本市、塩尻市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,687.95
	土砂流出防備保安林	675.91



中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、八坂村及び美麻村、大町市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	198.02
	土砂流出防備保安林	108.60
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林	312.42
	土砂流出防備保安林	68.61
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
下伊那郡上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
東筑摩郡明科町大字光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡波田町字立挾8899ほか2筆	保健保安林	3.42
東筑摩郡坂井村字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
南安曇郡豊科町大字光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穏7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林保全課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年9月2日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画公園 2・2・16号 長者西公園

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び須坂市役所

都市計画課

○公 告

上伊那郡伊那土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年9月2日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

理 事

新 任

氏 名 住 所

有 賀 久 上伊那郡南箕輪村4982番地

退 任

氏 名 住 所

清 水 國 彦 上伊那郡南箕輪村5238番地

土地改良課

○公 告

長野県両内田土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年9月2日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

理 事

新 任

氏 名	住 所
百瀬 勇	松本市大字内田2073番地
村上 健夫	塩尻市大字片丘4003番地
花村 俊寛	塩尻市大字片丘6204番地

重 任

氏 名	住 所
小松 昭夫	塩尻市大字片丘9031番地 2
中野 長男	塩尻市大字片丘8067番地
中堀 昌弘	塩尻市大字片丘5428番地
横山 五男	塩尻市大字片丘6926番地
百瀬 正廣	松本市大字内田1084番地

退 任

氏 名	住 所
中 嶋 督 朗	松本市大字内田1004番地
百瀬 芳 澄	塩尻市大字片丘4240番地
丸 山 賢 一	塩尻市大字片丘4247番地

監 事

重 任

氏 名	住 所
横山 茂 宥	塩尻市大字片丘6661番地 3
竹澤 要 次	塩尻市大字片丘8144番地

土地改良課

## ○公 告

中野市長丘平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年9月2日

長野県北信地方事務所長 小林 一 美

## 理 事

## 新 任

氏 名	住 所
江 本 清 一	中野市大字田麦1123番地の1
嶋 田 保 夫	中野市大字赤岩1418番地7
町 田 秀 男	中野市大字柳沢696番地3
清 水 隆 治	中野市大字笠原510番地
山 口 忠 利	中野市大字間長瀬27番地
渋 川 彰 一	中野市大字壁田1410番地
吉 家 已知彦	中野市大字厚貝370番地
高 橋 壽 仁	中野市大字田麦931番地
岩 月 勉	中野市大字片塩408番地
竹 内 昌 弘	中野市大字吉田330番地
春 原 良 造	中野市大字新井517番地1

## 重 任

氏 名	住 所
武 田 亥佐雄	中野市大字壁田691番地1
依 田 清	中野市大字間長瀬467番地
保 科 武 一	中野市大字七瀬276番地
町 田 高 司	中野市大字柳沢501番地1
江 口 和 明	中野市大字赤岩1289番地
高 山 巖	中野市大字壁田62番地

## 退 任

氏 名	住 所
高 橋 勲	中野市大字田麦888番地
豊 田 國 廣	中野市大字柳沢591番地1
佐 藤 榮 一	中野市大字赤岩566番地
児 島 孝	中野市大字笠原506番地1
久 野 通 良	中野市大字間長瀬66番地

栗林光政	中野市大字新井715番地1
山崎真	中野市大字壁田1588番地
高橋智仁	中野市大字厚貝242番地
江本好春	中野市大字田麦1097番地
吉見六次郎	中野市大字片塩299番地
小平高直	中野市大字吉田265番地1

## 監事

## 新任

氏名	住所
竹内磯夫	中野市大字吉田287番地
綿貫峰一	中野市大字笠原536番地

## 重任

氏名	住所
土屋昇	中野市大字赤岩1338番地
佐藤善郎	中野市中央三丁目6番地5号

## 退任

氏名	住所
堀内惣太郎	中野市大字片塩18番地
山口忠利	中野市大字間長瀬27番地

土地改良課

## ○公告

木曾郡山口村による神坂地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年9月2日

長野県木曾地方事務所長 望月孝光

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年9月3日から10月2日まで

- 3 縦覧の場所  
木曾郡山口村役場

農村整備課

## ○公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成14年9月2日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時 間

### 3 受講手続

#### (1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

#### (2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

#### (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

### 4 その他

#### (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

#### (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

## 別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	10月2日(水)	午後1時から 午後4時まで	中野会場	北 信
	10月9日(水)		上田会場	東 信
	10月16日(水)		伊那会場	南 信
	10月23日(水)		木曾会場	中 信
	10月30日(水)		豊科会場	中 信

生活保安課

## ○公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行う。

平成14年9月2日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

## 1 審査の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所	
技能検定員審査	知識・技能 (普通)	平成14年10月9日(水) 午前8時30分から午後5時まで	長野市川中島町原704-2 長野県警察本部交通部 交通安全センター
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成14年10月7日(月) 午前8時30分から午後5時まで	
	車種追加 (大特)	平成14年10月11日(金) 午前8時30分から午後5時まで	
	車種追加 (牽引)	平成14年10月15日(火) 午前8時30分から午後5時まで	
	車種追加 (普自二)	平成14年10月7日(月) 午前8時30分から午後5時まで	

教 習 指 導 員 審 査	知識・技能 (普通)	平成14年10月18日(金) 午前8時30分から午後5時 まで
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成14年10月7日(月) 午前8時30分から午後5時 まで
	車種追加 (大特)	平成14年10月22日(火) 午前8時30分から午後5時 まで
	車種追加 ( <small>けん</small> 牽引)	平成14年10月25日(金) 午前8時30分から午後5時 まで
	車種追加 (普自二)	平成14年10月8日(火) 午前8時30分から午後5時 まで

## 2 審査方法

(1) 技能検定員審査(普通、大特、けん牽引又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則(以下「教則」という。)の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	



## (2) 技能検定員審査(大型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査(普通、大特、<sup>けん</sup>牽引又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

## (4) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

## 3 審査の手続

## (1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部免許課を經由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書にはる写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

## (2) 申請の受付期限

平成14年9月20日(金)までとする。

## (3) 審査手数料の額

## ア 技能検定員審査

(ア) 技能検定員審査(普通)	20,500円
(イ) 技能検定員審査(大型、牽引又は普自二)	14,750円
(ウ) 技能検定員審査(大型二種又は普通二種)	22,050円

## イ 教習指導員審査

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| (ア) 教習指導員審査(普通)         | 12,150円 |
| (イ) 教習指導員審査(大型、牽引又は普自二) | 9,850円  |
| (ウ) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種) | 12,550円 |

ウ 審査細目についての審査を免除される者にとっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書にはって、消印しないこと)納付すること。

## 4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。
- (2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部免許課(電話026-292-2345 内線231)に行うこと。

免 許 課
-------